

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表
防災拠点建築物

令和元年7月(令和3年11月更新)

和歌山県

No	建築物の名称	建築物の位置	災害時における用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	橋本市伏原文化センター	和歌山県橋本市	令第2条第22号	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.01$	$CTU \cdot S_d=0.76$			耐震改修済
2	かつらぎ町庁舎	和歌山県伊都郡かつらぎ町	官公署	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.26$	$CTU \cdot S_d=0.30$	建替又は耐震改修(検討中)	未定	
3	九度山町庁舎	和歌山県伊都郡九度山町	官公署	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.34$	$CTU \cdot S_d=0.27$	建替	未定	
4	高野町役場庁舎	和歌山県伊都郡高野町	官公署	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.28$	$CTU \cdot S_d=0.26$	未定		
5	高野町中央公民館	和歌山県伊都郡高野町大字486番地	令第2条第22号	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.17$	$CTU \cdot S_d=0.12$	建替	令和5年5月着手予定	
6	白浜町本庁舎	和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地	官公署	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.00$	$CTU \cdot S_d=0.85$			耐震改修済

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I (地震の震動及び衝撃 に対して倒壊し、又は崩 壊する危険性が高い)	II (地震の震動及び衝撃 に対して倒壊し、又は崩 壊する危険性がある)	III (地震の震動及び衝撃 に対して倒壊し、又は崩 壊する危険性が低い)
一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$I_s/I_{s0} \geq 1.0$ かつ $C_{TU} \cdot S_D \geq 0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U$

※構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

※Z、Rt、G、Uについては備考欄に特記がない限り、1.0とする。